

## 国の権限を強める地方自治法改正案の慎重審議を求める意見書

政府は、3月1日に「地方自治法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。

法案では、新たに「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例」を規定した。

全国知事会は「地方自治法改正案の閣議決定を受けて」において「国の地方公共団体に対する補充的な指示については（中略）その必要性は理解するものの、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める」としている。

本市議会においても、地方分権一括法で示された国と地方公共団体の対等な関係を重視する観点から、国会及び政府に対して「国の地方公共団体に対する補充的な指示」が安易に行使されることがないよう事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化が図られるなど、地方自治法改正案の慎重な審議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官】